

令和3年2月吉日

保 護 者 様

大阪市立田島中学校
校長 藤本睦子

令和3年度（2021年度）就学援助の申請について

厳冬の候、平素は本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。大阪市では、経済的な理由の為に就学が困難な児童・生徒に就学を確保し、学習に支障をきたさないよう、就学援助制度が設けられています。この制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される場合は、「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ」をよくお読みのうえ、下記のとおり申請してください。

記

1. 提出書類

- ① 令和3年度（2021年度）就学援助申請書兼世帯状況票
- ② 申請理由を証明する書類
- ③ 就学援助費口座振替申出書 ※必要な方のみ

（1）「①就学援助申請書兼世帯状況票」について

- ・世帯で学校ごとに1枚提出してください。

【例】中学生1名・小学生2名の3人きょうだいの場合→中学校へ1枚・小学校へ1枚提出

※申請区分、申請日等の記入漏れなどにご注意ください。

（2）「②申請理由を証明する書類」について

（税情報利用については「就学援助のお知らせ」P.3をお読みください。）

- ・申請理由①・⑫の方は、生計を一にする世帯全員（18歳以下の方は除く）の所得に関する証明書が必要になります。
- ・申請理由⑫で住宅の形態が借家等で申請される場合は、税情報利用の有無にかかわらず、賃貸契約書（写）等の添付書類が必要となります。
- ・申請理由①・④・⑤・⑧・⑫の方で、申請者がひとり親家庭の場合は、ひとり親家庭医療証（写）等の確認書類が必要です。

（3）「③就学援助費口座振替申出書」について

- ・徴収金の届出口座（永和信用金庫 生野支店）と同じ口座を利用する場合は提出不要です。

裏面に続きます

2. 申請時期 ※申請受付開始：令和3年3月1日（月）

- | | | |
|--------------|-----------------------|----------|
| ■早期2申請（書類審査） | <u>令和3年3月15日（月）まで</u> | 申請理由：①～⑪ |
| ■一般1（税情報利用） | <u>令和3年5月14日（金）まで</u> | 申請理由：①・⑫ |
| ■一般2（書類審査） | <u>令和3年6月30日（水）まで</u> | 申請理由：①～⑫ |
| ■隨時（書類審査） | <u>令和3年7月1日（木）以降</u> | 申請理由：①～⑫ |

3. 提出先および提出方法

〈提出先〉 〒544-0011 大阪市生野区田島5-23-7

大阪市立田島中学校 事務室 就学援助担当

〈提出方法〉 保護者様のご持参（平日：8:30～17:00）または郵送でご提出ください

4. お問い合わせ先

◆大阪市立田島中学校（事務室） TEL：06-6758-1021

◆学校運営支援センター（就学援助グループ） TEL：06-6115-7653

申請にあたって 一必ずお読みくださいー

- ・早期2申請では、⑫番理由での申請はできません。
- ・収入・所得の有無にかかわらず、生計を一にする世帯全員分（18歳以下の者は除く）の証明書類が必要です。（証明書類は年度を統一したものをお出し下さい。）
- ・借家か持ち家により認定の目安額が変わります。詳しくは、「就学援助制度のお知らせ」のP.4をご覧ください。

（借家で申請する場合は賃貸契約書の写し等の添付書類が必要です。提出されない場合は持ち家の目安額で審査されます。）

- ・このお知らせは、全生徒に配布しています。令和3年度の早期1で申請済の新1年生についても配布しています。申請済の場合は今回の申請は不要です。
 - ・支給額や支給日等については、認定後に学校から連絡します。
 - ・「早期2」「一般1」「一般2」については、4月1日が認定日になります。ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は、要件を満たした日以降になります。
- 「随时」については、7月1日以降も申請ができます。ただし、認定日は申請日以降になります。

※認定日が4月2日以降の場合、就学援助費が支給されない費目があります。ご注意ください。